

沖縄振興基本方針

平成 24 年 5 月 11 日
内閣総理大臣決定

I 序文

近接するアジア地域の経済発展や経済のグローバル化、人口減少社会の到来等我が国を取り巻く社会経済情勢が変化する中、沖縄はアジア・太平洋地域への玄関口として大きな潜在力を秘めており、日本に広がるフロンティアの一つとなっている。沖縄の持つ潜在力を存分に引き出すことが、日本再生の原動力にもなり得るものと考えられる。

本年 3 月に改正された沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）においては、これまでの沖縄振興における成果と課題を踏まえ、沖縄の優位性を生かした自立型経済の発展と豊かな住民生活の実現のための施策を、沖縄が自ら主体的に講ずることにより、その潜在力を存分に引き出すことが可能となるよう、沖縄振興計画の策定主体を国から県に移行し、より自由度の高い交付金制度を創設するとともに、産業振興を始めとする各種特例措置を講ずる等、沖縄の自主性を最大限に尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るための措置の充実等を図ることとしている。

本基本方針は、沖縄振興特別措置法第 3 条の 2 に基づき、国が考える沖縄の振興の意義や方向、振興に当たっての基本的な視点を示すとともに、沖縄県が沖縄振興計画を策定する際の指針となるべき基本的事項や計画の推進に関する基本的事項について定めたものである。

沖縄県においては、本基本方針に基づき、県民、関係団体、民間事業者等の多様な主体の参画の下で沖縄振興計画を策定することが期待される。

II 沖縄の振興の意義及び方向

1 沖縄振興の意義

沖縄は、戦後四半世紀余りにわたり我が国の施政権の外にあったこと等の歴史的事情、広大な海域に多数の離島が散在し本土から遠隔にあること等の地理的事情、我が国でも稀な亜熱帯・海洋性気候にあること等の自然的事情、我が国における米軍専用施設・区域が集中していること等の社会的事情等様々な特殊事情を有している。

こうした特殊事情に鑑み、本土復帰以降、第 1 次から第 3 次までの沖縄振興開発計画及び直近の沖縄振興計画を通じて、「本土との格差是正」、「民間主導の自立型経済の構築」等を目指し、社会資本の整備や地域特性を生かした産業の振興等様々な諸施策が講じられてきた。

その結果、地元における不断の努力もあいまって、社会資本の整備や就業者数の増加、観光・リゾート産業の成長等一定の成果を挙げてきている。

また、近接するアジア諸国の経済発展を始め沖縄を取り巻く環境が変化する中、アジア地域との地理的近接性や全国で最も高い出生率・若年人口の割合、これまで培われた国際色豊かな独自の文化等の地域特性が、優位性・潜在力として現れる側面も出てきており、人・モノ・情報・文化等の多方面の交流等を通じて、沖縄が我が国ひいてはアジア・太平洋地域の発展にも寄与する可能性がある。

一方、沖縄県では、全国でも最も高い出生率を背景に人口増加が続いている中、一人当たり県民所得は依然として全国下位に留まっており、失業率も全国平均に比べ高い水準で推移している。

このため、こうした課題を克服しつつ、優位性・潜在力を生かした振興策を講ずることで、自立型経済の発展と豊かな住民生活の実現に向けて、引き続き、国として、沖縄を支援していく必要がある。

2 沖縄振興の方向

以上を踏まえ、本基本方針及び沖縄県が定める沖縄振興計画に基づく各般の施策や事業は、次のような方向を基本として取り組むこととする。

(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展

アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。

特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。

(2) 我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する 21 世紀の「万国津梁」の形成

アジア諸国の著しい経済発展に伴い、アジア・太平洋地域における人的・経済的交流が飛躍的に増大すると見込まれる中、沖縄は、東アジアの中心に位置する地理的優位性を生かし、人・モノ・情報・文化等の交流の拠点、ひいては我が国やアジア・太平洋地域の発展に寄与する拠点として、より大きな役割を担っていくことが期待される。

(3) 潤いのある豊かな住民生活の実現

潤いのある豊かな住民生活の実現は、自立的な地域経済の発展とともに、今後の沖縄の発展の土台となるものである。

沖縄は、豊かな自然環境や温暖な風土、長寿県であること等魅力ある生活環境を有している。一方、一人当たり県民所得の向上や失業率の改善等経済面での生活の安定、待機児童や基礎学力の問題の解消等沖縄の将来を支える子ども・若者の育成、離島・へき地も含めた安心・安全な生活の確保等の課題もあり、これらの克服に向けて取り組んでいく必要がある。

3 沖縄の振興に当たっての基本的な視点

沖縄振興の総合的かつ計画的な推進に当たっては、国、沖縄県、市町村、県民、各種団体、民間事業者等の各主体が、以下の視点に立って、自らの役割を果たすとともに、相互に連携して取り組むことが求められる。

(1) 多様な主体による連携・協働

沖縄の自立的発展のためには、何よりも沖縄の県民や各種団体、民間事業者等が主体性を発揮し自ら新たな未来を切り拓いていくことが不可欠であり、国や地方公共団体は、そのための環境整備を積極的に推進する必要がある。

また、沖縄県及び市町村においては、個別の施策や事業の企画立案・実施の中心となって、自らの判断と責任の下、国の支援措置を有効かつ適切に活用しつつ、他の主体間や各施策・事業間の連携を図り、効率的・効果的な施策を展開する必要がある。

国においては、地元の創意工夫を生かした主体的な取組を尊重する観点から、本年3月に改正された沖縄振興特別措置法において、より自由度の高い交付金制度を創設し、産業振興を始めとする各種特例措置を講じており、これらの措置や沖縄振興開発金融公庫による政策金融等を通じ、各種支援を行う。

(2) 選択と集中、検証

沖縄振興を真に実のあるものとするためには、各主体が、時代潮流や地域特性を踏まえた沖縄の優位性・潜在力を見極めつつ、中長期的な視点に立って施策・事業を選択し、人材や予算・資金等の限られた資源を集中していく必要がある。

また、社会経済情勢が常に変化する中で、時代変化に適切に対応し、自立的に発展するためには、施策・事業の進捗状況や効果を検証し、必要に応じて見直し・改善を行う必要がある。

Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項

沖縄振興に関する各分野についての基本的な事項は以下のとおりである。

なお、沖縄振興計画は、市町村も含む地元の幅広い発意と創意工夫を取り入れて作成されるものであり、本基本方針の趣旨に合致するものであれば、以下に記載のない事項についても、沖縄振興計画に記載することを妨げるものでない。

1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項

(1) 観光・リゾート産業

沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。

このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。

また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。

(2) 情報通信関連産業

情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。

このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。

(3) 国際物流拠点産業

那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市との間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。

こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のものづくり企業や、eコマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携（シー&エア）の推進、関連するインフラの整備等を目指す。

(4) 産業イノベーションの推進

沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する高いポテンシャルを有している。

沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指す。

(5) 金融業及び金融関連業

金融業及び金融関連業は、情報通信産業と同様、島しょ県である沖縄の遠隔性を克服し得る産業であり、沖縄の特性を生かした金融サービスの提供が重要である。

このため、バックオフィス業務の集積を引き続き図るとともに、情報通信産業との連携による産業の高度化・高付加価値化を図りつつ、新産業分野への民間資金の供給、業務の高度化等に対応する人材の育成等を目指す。

(6) 農林水産業

沖縄の農林水産業は、亜熱帯の地域特性を生かした甘味資源や園芸作物等の重要な供給機能を果たすとともに、広大な排他的経済水域（ＥＥＺ）を抱える離島地域の基幹産業として地域振興や国土の保全に貢献している。このことから、引き続き、沖縄の優位性と地域の特色を生かした持続可能で競争力のある農林水産業の振興、多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることが重要である。

このため、台風等の自然災害や病虫害被害を克服しつつ、安全・安心で収益性の高い農林水産物の生産振興と6次産業化の推進や、先駆的で経営感覚の優れた農業経営者の育成・確保と農地集積の推進、優良農地の確保、農林水産物の生産性向上等に資する生産基盤の整備・保全と農林水産技術等の開発・普及の促進、高品質な農林水産物の流通高度化と国内外への販売強化による沖縄ブランドの確立等を図る。また、漁業者に係る安全対策の強化等を図る。

(7) 中小企業の振興

地域経済を支える沖縄の中小企業においては、県外の中小企業と共通する課題である景気低迷、円高等に加え、地理的不利性といった特有の課題にも対応をする必要がある。こうした中、沖縄の中小企業の創意工夫による新たな取組に対する支援を引き続き実施し、その活力の向上を目指す。

2 雇用の促進及び職業の安定に関する基本的な事項

若年者を始めとして失業率が全国平均と比べて高い水準を推移する等の沖縄の雇用情勢の改善は、沖縄の自立的発展とともに潤いのある豊かな住民生活の実現を図る上で、重要な課題である。

このため、引き続き、沖縄の地域特性を生かした産業振興やリーディング産業である観光・リゾート産業や情報通信関連産業分野におけるミスマッチの解消等により雇用機会の創出・拡大を図る。また、沖縄の雇用特性を踏まえ、若年者・就業困難者・離職者に対する職業訓練や県外就職も視野に入れた求職活動への支援、キャリア教育等による低年齢時からの就業意識の向上、私立専修学校等における実践的職業教育及び専門的技術教育の充実に関する取組の促進を図る。

さらに、離職率の低下に向けて企業等の雇用環境の改善を推進するとともに、産業の高付加価値化、新産業の創出等にも対応できる高度な知識・技術を有する人材を育成することにより、雇用の質の向上を図る。

3 教育・人材の育成及び文化の振興に関する基本的な事項

(1) 教育・人材の育成

沖縄は、我が国全体で少子高齢化が進展する中で、年少人口比率が全国一高く、若い世代が充実した教育を受けられることは、将来の発展につながるために極めて重要である。

このため、子どもの発達段階に応じて社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を養えるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を図るとともに、学校や地域社会が一体となってそのための体制整備を推進するほか、グローバル化・情報化に対応した教育や科学技術教育、多様な社会的・時代的要請に的確に対応できる専門分野の人材を育む高等教育の推進、私立学校における教育環境の向上促進等を図る。また、ニートや障害を有する青少年への就学・就業の推進を図る。

さらに、リーディング産業の発展・高付加価値化、新たな産業の創出を図り、それぞれの業種のニーズ・特性に応じて県外・海外企業とのビジネス交流も展開できるような産業人材や起業者の育成を目指す。

(2) 文化の振興

沖縄は、古くから中国、東南アジア諸国等との交易・交流を通じて形成された文化に、戦後の米国からの影響等も加わり、国際色豊かな独自の文化を育んでいる。

こうした独自の文化の保全・継承とともに、新たな文化の創出を図るた

め、文化の担い手の育成や文化活動を支える基盤の形成、文化の発信・交流、クリエイティブ産業の振興等を目指す。

4 福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項

誰もが健やかに生き生きと暮らせる環境づくりを進めるため、子育て支援の充実、介護・福祉サービスの向上、保健衛生対策、医療体制の充実等を目指す。

特に、沖縄は我が国で数少ない人口増加県であり、比較的豊富な人的資源が期待される一方で、保育所入所待機児童やひとり親世帯の割合が全国で最も高い等の課題を抱え、子育て環境等の整備が喫緊の課題となっている。

このため、待機児童の解消、児童の放課後の居場所の確保等に向けた地域の子育て環境の整備、ひとり親家庭への支援、要保護児童への支援等により、未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる環境づくりを目指す。

さらに、離島・へき地等の医療については、救急医療体制の整備が不十分であること、産婦人科医等の専門医が不足していること等を踏まえ、対応を図る。

5 科学技術の振興に関する基本的な事項

沖縄における科学技術の拠点形成を図るとともに、琉球大学、沖縄科学技術大学院大学等を核とし、国内外や地元の大学その他の研究機関、産業界等が連携するクラスターの形成を目指す。

このため、研究施設の整備・充実、共同研究の推進等による関係機関の連携の促進、外部人材の受入れ等による人材の確保等、研究開発・交流の基盤づくりを推進するとともに、沖縄科学技術大学院大学等における教育研究活動への支援を図る。

6 情報通信の高度化に関する基本的な事項

高度情報通信ネットワーク等は、島しょ県である沖縄の地理的制約を克服する上で、極めて有効な手段であり、様々な分野において必要不可欠な基盤となっている。

このため、住民生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等に向けて、情報通信基盤の高度化を目指す。

7 国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項

科学技術面での交流を進めるとともに、外国人誘客等の国際観光の推進、アジア諸国と我が国双方のITビジネスを結びつける人材育成、国際物流関連産業の集積等、成長するアジア市場を見据えたビジネス面での交流等を進めることにより、アジア・太平洋地域の交流拠点の形成を目指す。

また、世界で幅広く活躍しているウチナーンチュ（沖縄出身者）のネットワークの活用やグローバル化に対応できる人材の育成を図るとともに、引き続き国際的なネットワークを有する機関・団体の活用や機関・団体相互間の連携を図る。

8 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項

沖縄には我が国における米軍専用施設・区域の約 74%が集中しており、その存在は、我が国と東アジア地域の安定に寄与する一方で、土地利用やまちづくり等の大きな制約となって県民生活に様々な影響を及ぼしており、沖縄に集中する基地負担の軽減を進めていく必要がある。

このような米軍施設・区域の集中を含む社会的事情も総合的に勘案し、沖縄振興に努めてきたところであり、また、返還される駐留軍用地の跡地は、地域にとって新たに生まれた利用可能な空間となることから、跡地の迅速かつ効果的な利用を進め、当該地域ひいては沖縄全体の振興につなげていく必要がある。

本年3月に改正された沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）に基づき、国の責任を踏まえ、沖縄県及び関係市町村と密接に連携しつつ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進するため、支障の除去に関する措置、駐留軍用地への立入りのあっせん、給付金の支給、駐留軍用地内の土地の取得の円滑化、跡地利用に関する協議等に取り組む。

大規模な駐留軍用地跡地の利用は、沖縄全体の振興に大きな影響を与えるものであることから、跡地利用に向けた関係者の合意形成を促進し、迅速かつ効果的な跡地利用を進めるため、今後とも、国は、地方公共団体、民間事業者等関係者間の役割分担や相互の協力・連携等について、積極的な検討を行い、実施していく必要がある。

9 離島の振興に関する基本的な事項

離島地域については、各島が個性豊かな自然や文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海及び排他的経済水域（EEZ）等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている地域であり、住民の方々が安心・安全に生活できることが重要である。

このため、交通コスト等の低減や、定住促進に不可欠な公営住宅等の生活環境基盤の整備、教育・医療・福祉における住民サービスの向上等の定住条件の整備を図るとともに、農商工連携や離島間・本島間との連携・交流等を強化し、各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ることで、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指す。

1.0 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する基本的な事項

(1) 環境の保全・再生及び良好な景観の形成

沖縄は、サンゴ礁の青い海や本土とは異なる動植物相を有する緑豊かな森等亜熱帯特有の貴重な自然環境に恵まれており、豊かな自然を守り育てることが、沖縄の持続的発展にとって重要である。

このため、自然環境の保全・再生に取り組むとともに、自然環境保全と社会経済活動とが両立した循環型社会の構築や再生可能エネルギーの導入を図る。

また、沖縄らしい豊かな自然景観とともに、緑の中に赤瓦の映える家並みを始め沖縄らしい街並みも魅力である。これらの自然景観や街並みの保全・形成、これらを支える人材の育成、建築技術に関する研究開発の推進等により沖縄らしい風景づくりを目指す。

(2) 防災及び国土の保全

沖縄は、台風常襲地帯にあるとともに、津波等の自然災害を被りやすい条件にある。また、観光立県の観点からも防災の取組は特に重要である。

このため、東日本大地震を教訓とした沖縄県の防災計画の見直しも踏まえ、浸水被害や土砂災害のリスクの増大に対するハード・ソフト面の予防対策やライフラインの確保、大規模災害時の関係機関による連携強化、施設の耐震化等の防災機能の向上等を図る。また、消防防災施設の整備等消防防災体制の強化を図る。

1.1 社会資本の整備及び土地の利用に関する基本的な事項

(1) 社会資本整備の考え方

社会資本の整備については、40年間にわたり沖縄振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法に基づく高率補助による社会資本整備を推進してきたことにより、相当な水準にまで進展してきているが、道路や下水道等依然として整備水準が低い分野も残っている。

引き続き、沖縄の置かれた特殊な諸事情を踏まえ、厳しい財政状況や今後の維持更新費の増嵩等に配慮しつつ、沖縄振興の方向に沿って重点的、戦略的に社会資本整備を進めていく必要がある。

(2) 各種社会資本の整備

道路については、引き続き、沖縄本島の骨格を形成する道路や、特に渋滞の著しい那覇都市圏の環状道路、放射道路等体系的な幹線道路ネットワークの整備の推進を図る。また、幹線道路や生活道路における交通安全施

設の整備の推進を図る。

港湾・空港については、国際物流拠点の形成や観光客の受入体制の強化等による観光振興、離島の住民生活の向上等のため、その整備推進を図る。この中で、那覇空港の機能の強化については、現在行われている環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく手続が完了した後は、適切な財源の確保を前提とした第二滑走路の整備を図る。

都市公園、上下水道等の各種生活環境基盤について、施設の老朽化対策に計画的に取り組みつつ、引き続き整備推進を図る。また、耐震化・老朽化対策が課題となっている公立学校施設の整備について、改築・改修等により早急かつ効率的な整備の推進を図る。

これまで整備されてきた情報通信基盤、特に離島への海底ケーブル等については、経年劣化が進んでいるものがあることや需要増に対応する必要があることから、その更新・拡充を図る。

沖縄島内における交通の状況に鑑み、鉄道、軌道その他の公共交通機関の整備の在り方についての調査及び検討を進め、その結果を踏まえて一定の方向を取りまとめ、所要の措置を講ずる。

（3）エネルギーの供給等

沖縄は電力供給面で構造的な不利性等の課題を有しており、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保は沖縄県民の生活及び産業界にとって非常に重要である。このため、供給コスト軽減等に取り組み、エネルギーの安定的かつ適正な供給の確保を図る。また、再生可能エネルギーの普及促進及び環境関連産業の育成を図る。

1.2 その他の基本的な事項

（1）不発弾等対策の推進

沖縄になお多くの不発弾等が存在していることから、不発弾等の処理をできるだけ早期に行っていくため、磁気探査の加速化・効率化を図る等、不発弾等対策の更なる推進を図る。

（2）所有者不明土地問題の解決

沖縄における所有者不明土地問題を解決するため、速やかにその実態について調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（3）北部振興

県内で最も所得水準が低い北部地域については、貴重な動植物の生息地となっている豊かな自然環境を保全・活用しつつ、情報通信関連や金融関

連の産業振興等を通じて、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備等を図る。

IV 沖縄振興の推進に関する事項

1 沖縄振興交付金

沖縄振興特別措置法においては、沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を沖縄県が自主的な選択に基づいて実施できる沖縄振興交付金制度が創設された。

沖縄県において、沖縄振興交付金事業計画の作成に当たっては、時代潮流や地域特性を踏まえた沖縄の優位性・潜在力を見極めつつ、事業が効果的・効率的であるか等を勘案して事業の選択と集中を図るとともに、沖縄振興に資する観点から必要不可欠な事業を精査することが求められている。

また、沖縄振興交付金事業計画の推進に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等の会計法令を順守し、事業を的確かつ効率的に実施する。さらに、沖縄振興交付金事業計画に掲げる事業等の成果目標を設定するとともに、成果目標の達成状況について評価を行い、必要に応じて見直し・改善を行う。

2 沖縄振興計画の見直し

社会経済情勢が変化する中で、常に時代変化に的確に対応し、沖縄の自立的発展を確かなものとするためには、施策の進捗状況や効果を随時検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

沖縄振興計画の中間年である5年後を目途に、計画全体の評価を実施し、必要に応じて計画の改定等を行う。

沖繩振興基本方針のポイント

内閣府沖繩担当部局

位置付け

- 沖繩振興特別措置法改正(H24.3)により、沖繩県の自主性発揮の観点から、国が沖繩振興基本方針を定め、これに基づき、沖繩県が沖繩振興計画を定める仕組みを導入（※従来は、国が沖繩振興計画を策定）
- 基本方針においては、国の責務として実施すべき沖繩振興の基本的な方針（振興の意義、基本的な方向性等）を規定

構成

I 序文

- 基本方針の性格(国が考える沖繩振興の意義と方向、県が沖繩振興計画の策定を行う際の指針を提示)を説明

II 沖繩振興の意義及び方向

1 沖繩振興の意義

国として引き続き沖繩振興に取り組む必要性を説明

2 沖繩振興の方向

- (1) 沖繩の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展
- (2) 我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の「万国津梁」の形成
- (3) 潤いのある豊かな住民生活の実現

3 沖繩の振興に当たっての基本的な視点

- (1) 多様な主体による連携・協働
官民や国・地方の役割分担・連携について説明
- (2) 選択と集中、検証

III 沖繩の振興に関する基本的な事項

1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項

観光・リゾート産業、情報通信関連産業、国際物流拠点産業、産業イノベーションの推進、金融業・金融関連業、農林水産業、中小企業の振興を記述

2 雇用の促進及び職業の安定に関する基本的な事項

3 教育・人材の育成及び文化の振興に関する基本的な事項

4 福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項

5 科学技術の振興に関する基本的な事項

6 情報通信の高度化に関する基本的な事項

7 国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項

8 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項

9 離島の振興に関する基本的な事項

10 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する基本的な事項

11 社会資本の整備及び土地の利用に関する基本的な事項

12 その他の基本的な事項

不発弾等対策の推進、所有者不明土地問題の解決、北部振興を記述

IV 沖繩振興の推進に関する事項

- 沖繩振興交付金の執行に当たっての基本的な留意事項、沖繩振興計画の中間年(5年後目途)の見直しについて記述